

湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 湯河原町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年湯河原町条例第18号。以下「条例」という。)第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 湯河原町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年湯河原町条例第18号。以下「条例」という。)第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合<u>又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	